

■第3回羽山台空家対策プロジェクト会議を開催しました！

平成29年12月25日(月)、第3回羽山台空家対策プロジェクト会議を竹の原団地集会所にて開催し、次の内容について協議しました。



【協議事項等】

○空家地図見直し

- ・羽山台校区内の担当民生委員に協力してもらい、空家地図の見直し・修正を行った。
- ・見直し・修正により、空家数はプロジェクトでの当初把握分から倍増する結果となった。

○空家台帳修正

- ・今後空家のランク付けを行う。

○アンケート回収状況報告

- ・羽山台校区内に配布した「空家対策に関するアンケート」に回答された方に話を伺い、対応をする。

○空家の適正な維持管理について

・管理会社紹介、空家所有者への今後の意向確認、空家の管理意識の啓発チラシの配布、福岡法務局が作成した相続登記の促進リーフレット配布などを検討。

○「新たな住宅セーフティネット制度」について

- ・平成29年10月に施行された制度の紹介。今後の活用を検討。

■次回の第4回羽山台空家対策プロジェクトは、平成30年1月12日(金)13:30開催予定。

【編集後記】

老朽化している空家。苦勞して所有者を特定したものの、

『解体するお金が無い。』

『解体したら固定資産税の特例が受けられないから解体しない。』との主張。

本気ですか？誰が納得しますか？？

公益財団法人日本住宅総合センターのデータによると、

外壁材等の落下により、11歳の子供が亡くなった場合、損害額は5,630万円との試算結果が想定されています。

空家の解体費はいくらですか？固定資産税の特例はいくらですか？

何かあってからでは手遅れです。それでも、空き家を放置しますか！

(出典：空き家問題の対策に向けて ～空き家問題へのアプローチと取組事例～
平成28年3月 福岡県建築都市部住宅計画課作成)